

2024年 3月22日

お客さま各位

窓口支援システムの導入に伴う各種規定改定のお知らせ

平素より、玉島信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、当金庫では、窓口支援システムの導入に伴いまして、各種規定を下記のとおり改定致しますのでお知らせいたします。

記

1. 改定する規定

- (1) 総合口座取引規定
- (2) 普通預金規定（無利息型普通預金を含む）
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 定期積金（スーパー積金）規定
- (5) 期日指定定期預金規定
- (6) 自動継続期日指定定期預金規定
- (7) 自由金利定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- (8) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- (9) 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- (10) 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- (11) 変動金利定期預金規定
- (12) 自動継続変動金利定期預金規定

2. 改定内容

改定する規定内における「預金の払戻（解約）」、「印鑑照合」の各条項に、窓口支援システムの取扱を反映します。
詳細は「新旧対照表」をご覧ください。

3. 改定日

2024年 4月 1日（月）

以上

・総合口座取引規定/普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

改正後	改正前
<p>総合口座取引規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳とともに提出、または当金庫所定の電子装置に暗証番号（以下「暗証」といいます。）を入力もしくは印影を読み取らせたうえで通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>5. ～10. (省略)</p> <p>11. (印鑑照合等)</p> <p>この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または当金庫所定の電子装置に読み取らせた印影・入力した暗証を届出の印鑑または暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額または不正な解約、書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>12. ～19. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2024年4月1日現在)</u></p>	<p>総合口座取引規定</p> <p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. (預金の払戻し等)</p> <p>(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名鑑・暗証記入）して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>5. ～10. (省略)</p> <p>11. (印鑑照合等)</p> <p>この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額または不正な解約、書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>12. ～19. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2020年4月1日現在)</u></p>
<p>普通預金規定（無利息型普通預金を含む）</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳とともに提出、または当金庫所定の電子装置に暗証番号（以下「暗証」といいます。）を入力もしくは印影を読み取らせたうえで通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>6. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された</p>	<p>普通預金規定（無利息型普通預金を含む）</p> <p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名鑑・暗証記入）して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>6. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された</p>

印影または当金庫所定の電子装置に読み取らせた印影・入力した暗証を届出の印鑑または暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. ～18. (省略)

以上

(2024年4月1日現在)

印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

10. ～18 (省略)

以上

(2023年6月1日現在)

(下線部分が改正箇所)

・普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

改正後	改正前
<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳とともに提出、または当金庫所定の電子装置に暗証番号（以下「暗証」といいます。）を入力もしくは印影を読み取らせたい通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または当金庫所定の電子装置に読み取らせた印影・入力した暗証を届出の印鑑または暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>10. ～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2024年4月1日現在)</u></p>	<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名鑑・暗証記入）して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>10. ～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2023年6月1日現在)</u></p>

(下線部分が改正箇所)

・貯蓄預金規定

改正後	改正前
<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し通帳とともに提出、または当金庫所定の電子装置に暗証番号(以下「暗証」といいます。)を入力もしくは印影を読み取らせたいうで通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6. ～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または当金庫所定の電子装置に読み取らせた印影・入力した暗証を届出の印鑑または暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>11. ～19. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2024年4月1日現在)</u></p>	<p>1. ～4. (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名鑑・暗証記入)して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6. ～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>11. ～19. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2023年6月1日現在)</u></p>

(下線部分が改正箇所)

・定期積金（スーパー積金）規定

改正後	改正前
<p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (解約)</p> <p>(1) この積金を解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印して証書とともに当店に提出してください。</p> <p><u>なお、当金庫所定の電子装置を使用する場合は、記名押印は不要とします。</u></p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>10. ～11. (省略)</p> <p>12. (印鑑照合)</p> <p>証書、諸届その他の書類に使用された印影<u>または当金庫所定の電子装置に読み取らせた印影</u>を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が積金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人のこの積金の取引において、積金契約者は、盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払戻しの額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>13. ～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2024年4月1日現在)</u></p>	<p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (解約)</p> <p>(1) この積金を解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印して証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(2) ～ (5) (省略)</p> <p>10. ～11. (省略)</p> <p>12. (印鑑照合)</p> <p>証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が積金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人のこの積金の取引において、積金契約者は、盗取された証書を用いて行われた不正な解約による払戻しの額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>13. ～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2020年4月1日現在)</u></p>

(下線部分が改正箇所)

- ・ 期日指定定期預金規定
- ・ 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）
- ・ 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）
- ・ 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

改正後	改正前
<p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>なお、当金庫所定の電子装置を使用する場合は、記名押印を不要とします。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求者に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>なお、当金庫所定の電子装置を使用する場合は、記名押印を不要とします。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>7. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合)</p> <p>証書又は払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影<u>または当金庫所定の電子装置に読み取らせた印影</u>を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>10. ～13. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2024年4月1日現在)</u></p>	<p>1. ～5. (省略)</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求者に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>7. ～8. (省略)</p> <p>9. (印鑑照合)</p> <p>証書又は払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>10. ～13. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2020年4月1日現在)</u></p>

(下線部分が改正箇所)

- ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続変動金利定期預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定

改正後	改正前
<p>1. ～6. (省略)</p> <p>7. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>なお、当金庫所定の電子装置を使用する場合は、記名押印を不要とします。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>なお、当金庫所定の電子装置を使用する場合は、記名押印を不要とします。</u></p> <p>(5) (省略)</p> <p>8. ～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合)</p> <p>証書又は払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影<u>または当金庫所定の電子装置に読み取らせた印影</u>を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>11. ～14. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2024年4月1日現在)</u></p>	<p>1. ～6. (省略)</p> <p>7. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>8. ～9. (省略)</p> <p>10. (印鑑照合)</p> <p>証書又は払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。</p> <p>なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された証書、通帳を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p> <p>11. ～14. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2020年4月1日現在)</u></p>

(下線部分が改正箇所)